

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現 状

(1) 地域の災害リスク

①地域の概要・立地

鹿屋市（以下「当市」という。）は本土最南端へと伸びる大隅半島のほぼ中央に位置し、市域は東西 20 km、南北 41 km の広がりを持ち、総面積は 448.15 km² に及ぶ。当市の北西部には高隈山地、南東部には国見山地が連なり、両山地との間にシラス台地として全国的にも有名な笠野原台地、当市の中央部を流れる 1 級河川の肝属川の沖積平野を中心とする肝属平野が広がる。西部は錦江湾に接し海岸線が続いており、豊かな自然に恵まれている。

②気象概況

当市の気候は温暖多雨である。年間平均気温は 17.6℃ と 1 年を通じて温暖な気候であり、年間降水量は 2,685mm で、そのほとんどは梅雨期（6 月～7 月）から台風期（9 月）に集中している。

【台風】

当市の地域防災計画によると、鹿屋商工会議所（以下「当所」という。）が立地する大隅地域は、台風通過の頻度が高く、当市においても人の被害や建物、船舶、道路、堤防、田畑の被害等過去に多くの被害が発生している。当市並びに鹿児島県に被害をもたらす台風は、7 月から 9 月頃で年 1～2 個が襲来し、このうち 8 月に最も多くの被害をもたらしている。また、大型の台風は 8 月から 9 月に集中し、被害の規模も大きいものとなっている。明治以来で被害が大きかったのは、昭和 13 年 10 月の風水害、昭和 24 年 6 月のデラ台風、昭和 39 年 9 月の台風 20 号、そして戦後最大級の台風と呼ばれた平成 5 年 9 月の台風 13 号や当市に大きな被害をもたらした平成 28 年 9 月の台風 16 号などが挙げられる。

【大雨・豪雨災害／洪水】

大雨は、4 月から 5 月の低気圧や 6 月から 7 月の梅雨前線によるものや、8 月から 9 月の台風によるものが要因として挙げられる。特に近年は梅雨期以外でも大きな水害をもたらす線状降水帯も見られ、建物の損壊や道路のがけ崩れ等の被害が見られる。

主な豪雨災害としては、昭和 56 年 6 月の集中豪雨や平成 5 年 8 月豪雨、最近では令和 2 年 7 月豪雨災害がある。昭和 56 年 6 月の集中豪雨では 865mm の降水量を記録、市街地が浸水し、全体で 11 億 4,100 万円の被害を受けた。この豪雨災害をきっかけに肝属川の河川トンネルである鹿屋分水路が建設された。

また、時間最大雨量を更新した令和 2 年 7 月豪雨においては、当所周辺も約 1 m の浸水が発生するなど、市内全域で床上浸水やがけ崩れなどの被害がみられた。

《過去の降水量》

時間最大雨量	108.5mm(令和 2 年 7 月 6 日)
日最大雨量	385.5mm(令和 2 年 7 月 6 日)

【土砂災害等】

当市は台風や集中豪雨の影響によって、山腹崩壊、土砂流出、がけ崩れ等の被害を受けやすい状況にある。特に、中山間地域である輝北・高隈地域を中心に当市全域において、水に対して極めて弱いシラス、ボラ等の火山灰土壌が多くを占めるうえ、急傾斜地も多く大雨による水害及び山腹崩壊、土砂災害を受けやすい条件にある。

【地震・津波】

当市は、有感地震の発生が少ない地域であり、地震による災害の記録がない地域である。然し乍ら今後大きな災害を引き起こす地震が発生することも十分考えられる。

また、南海トラフ、種子島東方沖で大規模な地震が発生した場合、錦江湾での津波や肝属川での河川の遡上津波が発生する恐れもある。

【その他】

大正3年の桜島大噴火の際には、大量の軽石や火山灰が降り注ぎ、道路の寸断や土石流、洪水が頻発する等、大きな被害が発生した歴史がある。

【感染症】

新型インフルエンザ等は、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返し経済活動に大きな影響を与えている。

また、新型コロナウイルス感染症は国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急速な蔓延により、当市においても多くの市民の生命、健康、生活及び経済活動に重大な影響を与えた。

(2) 商工業者の状況

・管内商工業者等数 3,575事業所（令和7年12月31日現在）

・管内小規模事業者数 3,066事業所（令和7年12月31日現在）

業 種		商工業者数	小規模事業者数
商 工 業 者	農林漁業	85事業所	79事業所
	鉱業、採石業、砂利採取業	9事業所	8事業所
	建設業	438事業所	413事業所
	製造業	188事業所	157事業所
	電気・ガス・熱供給・水道業	7事業所	1事業所
	情報通信業	32事業所	13事業所
	運輸業、郵便業	43事業所	26事業所
	卸売業、小売業	983事業所	750事業所
	金融業、保険業	65事業所	40事業所
	不動産業、物品賃貸業	119事業所	103事業所
	学術研究、専門・技術サービス業	136事業所	118事業所
	宿泊業、飲食サービス業	634事業所	590事業所
	生活関連サービス業、娯楽業	450事業所	428事業所
	教育、学習支援業	71事業所	62事業所
	医療、福祉業	114事業所	110事業所
	複合サービス事業	21事業所	20事業所
	サービス業	180事業所	148事業所
	合計	3,575事業所	3,066事業所

当市の商工業者は、本町・北田町・大手町・西大手町・向江町・共栄町を中心とした盆地にあたる中心市街地に多く分布していたが、自家用車の普及やバイパス道路・高速道路といった交通インフラの整備等により、寿・札元・笠之原・旭原・西原等の台地への移転・出店が増えてきている。

(3) これまでの取り組み

①当市の取り組み

- ・各種防災関連計画の策定（国土強靱化地域計画、地域防災計画、業務継続計画、国民保護計画、水防計画、備蓄計画）
- ・防災訓練の実施、防災マップの作成及び配布
- ・防災備品の備蓄
- ・鹿屋市感染症対策業務継続計画の策定
- ・鹿屋市新型インフルエンザ等対策行動計画

②当所の取り組み

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知・案内
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・連携を図る損害保険会社等の策定支援を受け、当所の事業継続計画を作成
- ・連携を図る損害保険会社等と連携した損害保険への加入促進
- ・当市が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課 題

当市には、当所とかのや市商工会（以下「商工会」という。）の2つの経済団体が併存しており、災害時に備え事前に情報共有のあり方や対策・支援策等、共有する必要がある。行政と商工団体が平時から災害時における応急対策及び復旧対策等、それぞれの役割や具体的な体制やマニュアルが整備されていない。

また、平時や緊急時の対応を推進するノウハウをもった災害対応職員や、保険・共済に対する助言を行える経営指導員等の職員が不足している。

更には、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して体調管理の徹底や感染の発生・まん延に備えてマスクや消毒液等の衛生用品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知する等の対策が必要である。

III 目 標

小規模事業者の自然災害や感染症等への事前の備え、事後のいち早い復旧を支援する為、当所と当市、更には商工会とも連携しながら、小規模事業者の防災・減災対策について支援を強化することを目的に、小規模事業者が事業を継続していく為の経営力向上を進め、小規模事業者への防災・経営支援を伴走し取り組む。

- ・地区内の小規模事業者に対して、災害リスクや感染症リスクを認識させ、損害保険会社等と連携したBCPセミナーの開催等を通じて、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所及び当市、更には商工会との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、又、当市において感染症が発生した場合や国内での感染拡大時等において、速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制や関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

<データの出典>

- ・ 鹿児島県地震等災害被害予測調査による当市への影響

<https://www.city.kanoya.lg.jp/syoubou/kurashi/bosai/bosai/higaisotekekka.html>

- ・ 鹿屋市防災マップ

<https://www.city.kanoya.lg.jp/syoubou/bousaimap/bousaimap1.html>

- ・ 鹿屋市避難施設

https://www.city.kanoya.lg.jp/documents/1821/hinannjyoitiran_1.pdf

- ・ 鹿屋市標高マップ

https://www.city.kanoya.lg.jp/documents/1840/hyoukou_map01.pdf

https://www.city.kanoya.lg.jp/documents/1840/hyoukou_map02.pdf

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年10月1日～令和13年9月30日（5年間）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・鹿屋市地域防災計画に基づき、本計画の趣旨を踏まえて、発災時に混乱なく当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・当所会報・ホームページや当市の広報かのみ・ホームページ等により国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・連携を図る損害保険会社等と連携して、保険加入の推進や保険相談等を実施する。
- ・新型コロナウイルス等の感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化する為、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス等の感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

《災害リスクの周知に関する目標》

項 目	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度
事業者BCP 等策定件数	5件	5件	5件	5件	5件	5件
専門家 派遣件数	2件	2件	2件	2件	2件	2件
セミナー 開催回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回

2) 当所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は、東京海上日動火災保険(株)霧島支社の策定支援を受け、令和8年8月に事業継続計画を作成（別添）

3) 関係機関・団体等との連携

- ・連携を図る損害保険会社等へ専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償等）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ及び事業の評価

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
 - ・本事業継続力強化支援計画を当所ホームページや当市ホームページへ掲載。
 - ・毎年度、当所(法定経営指導員の参画を含む)等と当市により構成する鹿屋市事業継続力強化支援に係る関係者会議を年1回開催し、実施状況や改善点について協議を行い、本計画に記載した事業の実施状況及び評価・検証を行う。
- 又、関係者会議の評価結果は、当所常議員会等(役員会)へフィードバックした上で、事業実施方針等に反映させ、当所ホームページや会報へ掲載することで、地域の商工業者等が常に閲覧可能な状態とする。

《事業者BCP等の取組状況の確認について》

項 目	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度
事業者BCP等の取組状況のフォローアップ目標件数	5 件	5 件	5 件	5 件	5 件	5 件

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・当所は、自然災害(震度6強・大型台風等の直撃による浸水被害)が発生したと仮定し、当市と連絡ルートの確認を行う。訓練は必要に応じて実施する。

＜2. 発災後の対策＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、以下の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後速やかに職員の安否確認を行う。
- ・SNS等の情報機器等を活用した大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等の情報収集と行政への情報提供等、被害の共有化を図る。
- ・国内での感染症発生後には、職員及び管内事業所従業員の体調確認等を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員が被災や道路寸断等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、取りまとめのうえ、速やかに情報共有する。

《被害規模の目安は以下を想定》

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報が無い。

※尚、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

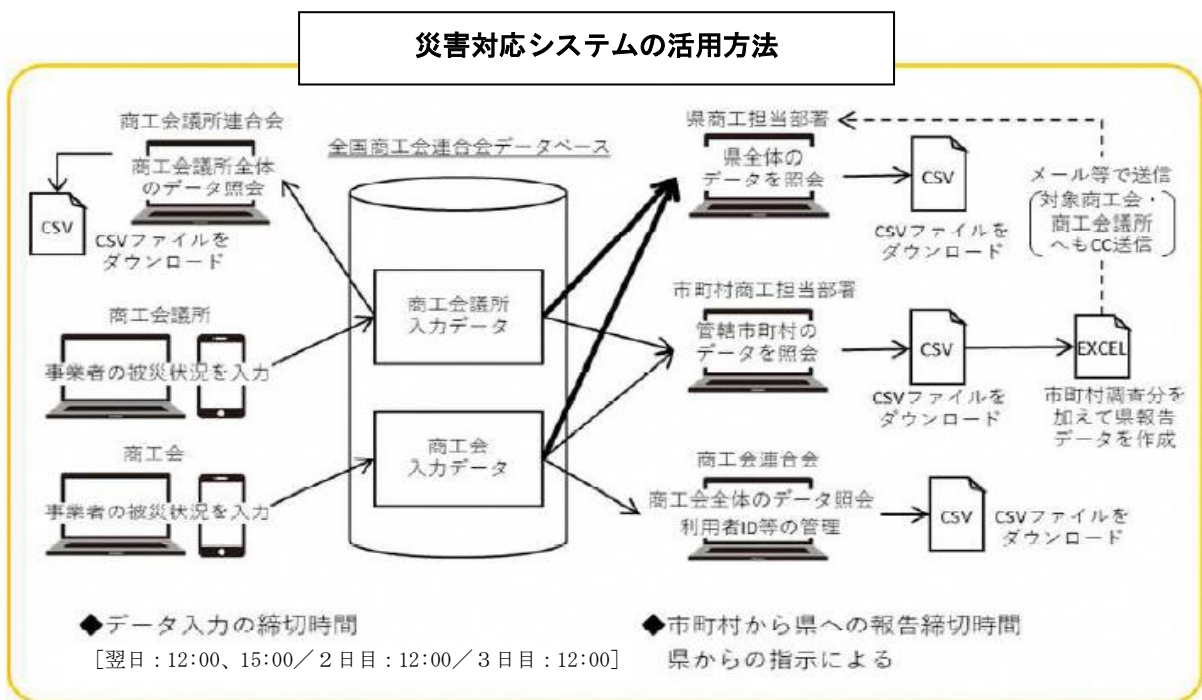
- ・本計画により、当所と当市とは以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後 ～ 1週間	1日に2回共有する。(10時・17時)
1週間 ～ 2週間	1日に1回共有する。(13時)
2週間～ 1ヶ月	1週間に3回共有する。(月曜日・水曜日・金曜日の13時)
1ヶ月 以降	1週間に1回共有する。(月曜日の13時)

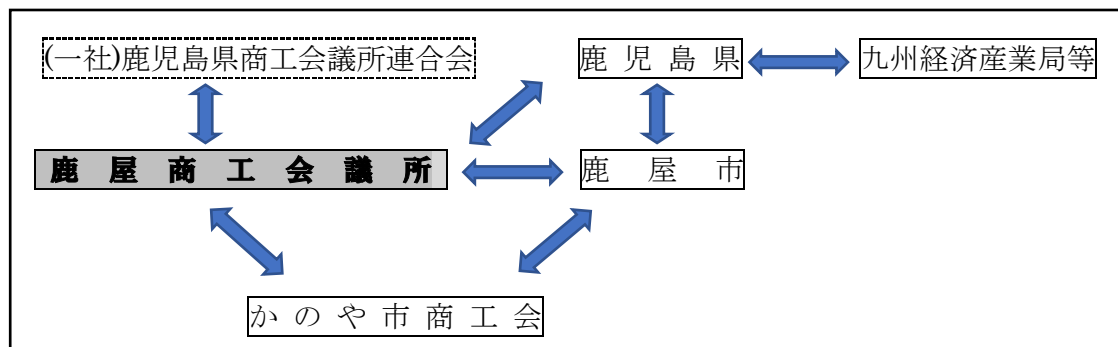
＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び応急対応を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域で行う活動について事前に決めておく。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、予め確認しておく。
- ・当所は被害状況を鹿児島県が指定する様式に記載し、当所より鹿児島県商工政策課へ報告する。
- ・当所と当市が共有した情報を、鹿児島県の指定する様式・方法に従い、当所より鹿児島県商工政策課へ報告する。また、必要に応じて特に重要と思われる情報は別途に追加して報告する。
- ・感染症の流行の場合も、国や鹿児島県等からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を鹿児島県の指定する方法にて当所又は当市より鹿児島県商工政策課へ報告する。

1) 発災時における連絡体制＜システム利用可能時＞



2) システム不具合発生時（下図の流れで情報共有又は報告を行う）



様式① 鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課 関係係 宛て（メールアドレス：dantai@pref.kagoshima.lg.jp）
令和〇年〇月〇日の〇〇災害による被害実態調査票

所定者：
電話番号：
メールアドレス：

調査員全名

事業所名	住所	業種 （1桁）	従業員数 （1桁）	被害額 （事業所の被害に 関係する 被害金額）	被害額内訳（単位：千円）				被害状況 （被害 被害実態がつかれる内容があれば、 記載）
					土地 （建物土砂災害 被害・陥没等） （事業所被害に 関係する金額）	建物 （事業所被害に 関係する金額）	機械設備	備品、原材料、 仕掛品等	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

1) 相談窓口の開設

- ・相談窓口の開設方法について、事前に当所と当市で協議確認し、小規模事業者等へ周知する。（国・鹿児島県から要請を受けた場合は速やかに特別相談窓口を設置）
- ・相談窓口は、相談者及び職員の安全性を確認できる場所において設置する。

2) 地区内小規模事業者の被害状況の確認

- ・発災後の時間経過とともに必要とされる調査等を円滑に実施することとし、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

3) 地区内小規模事業者への支援

- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や鹿児島県、当市等の支援・助成制度等の施策）について、被災した地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興・復旧支援 >

- ・国や鹿児島県の指針に従い、復旧・復興支援の方針を決める。
- ・国・鹿児島県・当市の被災事業者施策の情報を収集するとともに、国や鹿児島県、当市と連携し、被災小規模事業者に対し円滑な支援を行う。
- ・被害規模が大きく、関係職員だけでは対応が困難な場合には、速やかに（一社）鹿児島県商工会議所連合会、鹿児島県商工会連合会や日本商工会議所、鹿児島県、国等の関係機関と連携し、他の地域からの応援派遣等を検討する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

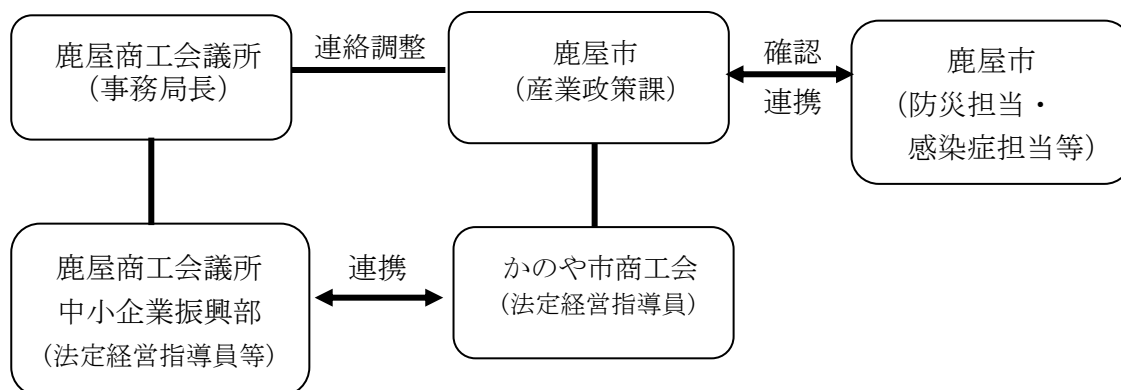
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 8 年 8 月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員 (以下「法定経営指導員」という) による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該法定経営指導員の氏名、連絡先

- ・法定経営指導員 今村 和隆、宮内 康亮、古里 光喜
(連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該法定経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)
特に、小規模事業者による B C P 策定後の自主点検や定着化を図るためにセミナーや訓練を実施し、より実効性の高い B C P の改定等を提言する。

(3) 商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会議所

鹿屋商工会議所 中小企業振興部
〒893-0015 鹿児島県鹿屋市新川町 6 0 0 番地
TEL : 0 9 9 4-4 2-3 1 3 5 / Fax : 0 9 9 4-4 0-3 0 1 5
E-mail : kanoya@kanoya-cci. or. jp

②関係市町村

鹿屋市 産業交流部 産業政策課 商工政策係
〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町 2 0 番 1 号
TEL : 0 9 9 4-3 1-1 1 6 4 / Fax : 0 9 9 4-4 0-8 6 8 8
E-mail : syoukou@city.kanoya.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度	令和 1 2 年度	令和 1 3 年度
必要な資金の額	5 5 0	6 0 0	6 0 0	6 0 0	6 0 0	6 0 0
1 チラシ作成費	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0
2 セミナー開催費	1 5 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0
3 専門家派遣費	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0
4 啓発訓練費	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入や事業収入、補助金等を活用

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。